

平成28年度 第4回 東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨	
時	平成29年2月24日（金） 午後2時30分～午後4時30分
場所	北とぴあ第2研修室
出席者	<p>[委員]（敬称略・順不同）※別紙出席委員名簿参照 高橋儀平、菅原麻衣子、野口祐子、井上良子、田中淳子、小田政利、熊澤真砂子、印南美和子、吉田耕一、丹野克哉、花山明弘、河奈正道、尾花秀雄、笠間雅弘、筒井久子（代理：堀内章浩）、菊池誠樹、田中英行、鎌田英美、高橋聡司、渡邊涼、三條憲一（代理：星野良一）、田中功、佐藤信夫、佐藤秀雄、石本昇平、林秀樹、江口裕行、土田信夫、塩ノ谷浩司、木津和久（代理：階上誠）、生越啓史（代理：近藤琢哉）、島崎健一（代理：山口興）、木部康久（代理：野田悟）</p> <p>[事務局] 北区まちづくり部都市計画課：寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 出席委員報告 6 資料の確認 7 会長・副会長のあいさつ 8 傍聴人の確認 9 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果について (2) 赤羽地区の地区別構想（案）について (3) 平成29年度の進め方について (4) その他 10 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> ●次第 ●席次表 ●北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿 <p>（資料1）北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】（案）のパブリックコメント実施結果</p> <p>（資料2-1）素案からの主な修正点</p> <p>（資料2-2）北区バリアフリー基本構想 【地区別構想 赤羽地区】（案）</p> <p>（資料2-3）北区バリアフリー基本構想 【地区別構想 赤羽地区】（案）概要版</p> <p>（資料3）平成29年度の進め方について</p>

要旨

1. 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局職員紹介
- (4) 出席委員報告：33名／40名（事務局より28名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認。出席委員報告後に5名出席）
- (5) 資料の確認
- (6) 会長・副会長のあいさつ
- (7) 傍聴人の確認
 - ・傍聴者数報告：1名（事務局確認後、1名入室）

2. 議題

(1) パブリックコメントの結果について

●事務局より資料1説明

会 長：ご意見があればお願いします。3ページの意見No.6への区の考え方について、「実施可能な事業を整理させていただきました」とありますが、実施可能な事業のみを掲載しているように捉えられます。今後、実施不可能な事業が実施可能になることもあるかとも思います。やれることしかやらないという風に見えないように、書き方を配慮いただければと思います。また、地区別構想の公表はいつ頃になりますか。

事 務 局：4月1日以降に公開する予定です。

会 長：国交省への提出も4月になりますか。

事 務 局：3月末の策定を予定して進めていますので、提出もその頃になると思います。

(2) 赤羽地区の地区別構想（案）について

●事務局より資料2-1、2-2、2-3説明

会 長：ご意見があればお願いします。

副 会 長：32ページの音声案内機能付きの点字等による案内板の写真は日本の事例ではないようですが、大きめの墨字があるようにも見えないので、もう少しいい事例があるのではないかと思います。

事 務 局：ご指摘の写真は建築設計標準から転記したものです。わかりやすい例への差し替えを検討します。

会 長：建築設計標準は現在見直しのパブリックコメントがされています。図や写真の入れ替えもされてきますので確認していただければと思います。

副 会 長：小中学校の特定事業について、多くの施設で現状と今後の方針に「実施可能なところと情報のバリアフリー化を推進する」と追記されましたが、「実施可能な」と敢えて記載している趣旨を教えてください。また、ハード整備を行わないと明言しているように読める学校も多いです。小中学校施設の多くは他の自治体も含めて老朽化が進んでいます。よって、各市区町村とも、教育施設全体の改修・改築計画に基づいて施設更新を進めていくものと思われるので、そのような背景や北区の今後の

学校施設整備計画に係ることを書き添えておくといよいのではないのでしょうか。

事務局：学校については個々の学校の運営によるところがあるため、「実施可能な」という表現にしています。現時点で改築計画がある学校については特定事業として入れ込んでいます。そういうことがわかるような追記を検討したいと思います。

副会長：「実施可能な」と書かれると実施不可能なものとは何なのか考えてしまうので、表現を工夫していただければと思います。

会長：構想に記載されていることが10年後にすべてその通りに進んでいるかはわかりませんが、構想や目標として定めるものなので、あえて「実施可能な」という言い方をしなくてもいいのではないかと思います。できないと決めつけた書き方とならないように前向きに記載していただけるように働きかけていただければと思います。

委員：108ページの赤羽西福祉工房は入所施設ではなく通所施設なので、現状と今後の方針の部分は修正した方がいいと思います。

副会長：125ページの赤羽文化センターの事業に「職員研究の実施」とありますが、「職員研修の実施」だと思います。

事務局：ご指摘ありがとうございます。修正します。

委員：指定管理者が管理する施設が増えてきていると思います。それぞれの特定事業でここのバリアフリーの事業も書いていただいていると思いますが、今後、指定管理する上での契約項目として継続的な取組がなされるような取り決めがされるといいと思います。

委員：区施設の指定管理については、障害者差別解消法の趣旨を特記事項に盛り込むという形で対応しています。

会長：鉄道の事業を見ると、施設によって項目があるものとないものがありますが、項目がないところは対応済みと考えていいのでしょうか。

事務局：共通の配慮事項から対応方針を検討いただく中で、該当しないものや対応済みのものは特定事業として設定していないということになります。

会長：38ページのJR浮間舟渡駅では、通路（うち内）と書いてあるものはうち外では対応済みと考えてよいのでしょうか。

事務局：そのように理解しています。

会長：特定事業の設定方法について、そういったことがわかるように何か注釈があるといいと思います。

副会長：ここのバリアフリーに関する今後の取組みの一つとして、視覚障害者誘導用ブロックの敷設地図をベースにバリアフリーマップを拡大していくという説明がありました。それ自体はいいことだと思いますが、それによってここのバリアフリーが進むというわけではないので、その点は再考された方がよいと思いました。また、障害者差別解消法の理解や合理的配慮の理解は、ここのバリアフリーと両輪で進めていくことだと思います。本編にも185ページに理解や配慮不足の経験について記載されていますが、この中でも差別に当たるようなことがあるかもしれません。今後の取組の進め方として、障害者差別解消法や合理的配慮の理解に関する取組についても進めていくことが示されるとよいと思います。

- 会 長 : 法的な理解に基づく進め方について、障害福祉課とも調整して記載できると思います。従前はこのあたりの内容には触れないことが多かったですが、時代の要請もあって、今では書いていくべき内容となってきているのではないかと思います。
- 事 務 局 : 先ほどの会長のご意見について、37 ページに特定事業の設定方法について記載しています。該当しない箇所や対応済みの箇所は事業としないと言いましたが、その他、困難だがこういったことならできる、という事業もそれぞれの事業者で位置づけていただいています。
- 会 長 : 現在実施不可能と考えられるものを見えるようにした方がいいのではないのでしょうか。残された課題をどうするかということについて、今まではそういう部分は記載してきませんでした。これからはそのあたりが問われるのではないのでしょうか。
- 事 務 局 : そのあたりの内容を施設の現状と今後の方針のところで記載し、事業を設定していると考えていますがいかがでしょうか。
- 会 長 : その検討の結果として「実施可能な」という表現になってくるのだと思われます。
- 事 務 局 : 表現の仕方については検討したいと思います。
- 副 会 長 : 184 ページに「肢体障害」という記載がありますが、特に考えが無ければ「肢体不自由」としてはいかがでしょうか。
- 事 務 局 : ご指摘ありがとうございます。表現を統一します。
- 委 員 : 191 ページに「利用者への情報提供」とあり、ここでの利用者とは区民ということになると思いますが、そもそもバリアフリーという言葉がどれほど浸透しているだろうかと疑問に思います。パブリックコメントも2名という状況で、北区がバリアフリーのまちづくりに取り組んでいることも認知されていないと思います。その普及・啓発の取組案としてパンフレットの作成などが挙げられていますが、例えば、バリアフリーに関する工事が実施されている現場でアピールすることが大事ではないのでしょうか。北区ホームページや北区ニュースなどに掲載するだけでは、自主的に目を通して人にしか情報が届きません。日常的に利用者の目につく場所で、区としてバリアフリーのまちづくりに取り組んでいることを PR する必要があると思います。パブリックコメントでより多くの人に意見がもらえるようにしていかなければ、結局ここでのバリアフリーにもつながらないと思います。利用者への情報提供がとても重要だと思いますので、区民にバリアフリーのまちづくりをどう広めていくのかを明示した方がいいのではないのでしょうか。
- 事 務 局 : JR ではホームドアを設置するにあたって大きなポスターを貼っていたり、整備経過を示していたりしているように、目に見えてくるときに意識してもらえることはあると思います。各事業者で取り組んでいることがありますので、事例としてそういうことを載せられるといいと思います。
- 会 長 : 特別支援学校の中でも生徒さんたちにそういう情報を伝えていただけるといいと思います。商店街や自治会の案内板での掲示もできると思いますので、それぞれの団体でも工夫していただきたいです。また、事例もいい写真があれば掲載してください。

(3) 平成29年度の進め方について

●事務局より資料3説明

- 委員：次年度から特定事業計画の検討が入ってくるということですが、特定事業計画関係での委員の係わり方がよくわからないので教えてください。
- 事務局：特定事業計画については、基本的には各事業者が作成を進めていくものと考えており、区で共通のフォーマットでまとめ、ある時期までに回答いただいたものを協議会などに示してご確認いただければと思っています。ボリュームが多いので、どのようにお示ししたらいいかはまだ検討中です。事業者によって事業のボリュームも違うので、作成にかかる期間も異なってくることが考えられます。来年度の第1回協議会でもう少しわかりやすくお示したいと思います。
- 会長：膨大な事業が同時並行となりますので、とりまとめたものをキャッチボールすることになるかと思っています。ピンポイントで重要な事業を区民参加でやることもできるとしていますので、ご検討いただければと思います。
- 委員：資料2-2の184ページにこころのバリアフリーの配慮があって嬉しかったことや不足していると感じたことについて記載がありますが、区民部会から出たご意見のみですので、今後はもう少し範囲を広げて情報を増やすことができればいいと思います。福祉施設に通っている障害当事者やご家族の意見をもう少し伺えたらと思いますがいかがでしょうか。
- 事務局：そういうことをするのもよいかと思います。パブリックコメントで区民参画が足りないという意見もありましたが、他に何ができるかということではアンケートやヒアリングなどもあると考えていました。今後、相談させていただければと思います。
- 会長：ご検討いただければと思います。全体を通じて何かありますか。今後も皆様方の一層の協力が必要となりますので引き続きお願いします。

(4) その他

- 事務局：地区別構想につきましては、来週区議会建設委員会で報告します。本日発言いただいた意見以外にも何かございましたら、3月3日を目途にご連絡いただければと思います。最終的な修正をして3月末に構想策定とさせていただきたいと思います。

3. 閉会

- 事務局：本日はありがとうございました。

第4回 北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

区 分	委 員	
1 2 3	学識経験者	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 高橋 儀平
		東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 菅原 麻衣子
		聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科 野口 祐子
4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	高齢者、障害者団体等	北区障害者団体連合会 井上 良子
		北区肢体不自由児者父母の会 田中 淳子
		自立生活センター・北 小田 政利
		北区視覚障害者福祉協会 熊澤 真砂子
		北区聴覚障害者協会 印南 美和子
		NPO法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会 吉田 耕一
		NPO法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所 丹野 克哉
		区民 花山 明弘
		北区民生委員児童委員協議会 河奈 正道
		北区商店街連合会 尾花 秀雄
	14 15 16 17 18 19 20	関係行政機関
		北区政策経営部企画課 筒井 久子 (代理:堀内 章浩)
		北区健康福祉部健康福祉課 菊池 誠樹
		北区健康福祉部障害福祉課 田中 英行
		東京都立王子第二特別支援学校 鎌田 英美
		東京都立王子特別支援学校 高橋 聡司
		東京都立北特別支援学校 渡邊 涼
		国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課 三條 憲一 (代理:星野 良一)
21 22 23 24 25	施設管理者	東京都建設局東部公園緑地事務所管理課 田中 功
		北区土木部土木政策課 佐藤 信夫
		北区土木部施設管理課 佐藤 秀雄
		北区土木部道路公園課 石本 昇平
		警視庁赤羽警察署交通課 林 秀樹
26 27 28	交通管理者	警視庁王子警察署交通課 江口 裕行
		警視庁滝野川警察署交通課 土田 信夫
		東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室 塩ノ谷 浩司
29 30 31 32 33	公共交通事業者	東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課 木津 和久 (代理:階上 誠)
		東京都交通局総務部総合技術調整担当課 生越 啓史 (代理:近藤 琢哉)
		東京都交通局自動車部計画課 島崎 健一 (代理:山口 興)
		国際興業(株)運輸事業部業務課 木部 泰久 (代理:野田 悟)